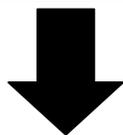
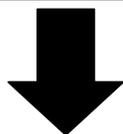


9 災害発生から補償実施までの流れ

(1) 災害が発生したときは、被災職員又はその遺族は、青森県支部長に対し、任命権者を經由して当該災害が公務災害又は通勤災害であることの認定を求める請求を行い、これとあわせて、又はその後各種補償の請求を行う。



(2) 任命権者は、提出されたこれら請求書の記載内容を点検し、所要の証明等を行うとともに、認定請求については、当該災害の認定に関して意見を付し、支部長に送付する。



(3) 支部長は、上記認定請求について内容を審査のうえ当該災害が公務又は通勤により生じたものかどうかを認定し、その結果を請求者及び任命権者に通知する。



(4) 公務災害又は通勤災害と認定された災害に係る各種補償の請求に対しては、法の定めるところに従い現物給付又は金銭給付の形で補償を行う。